

案の 13

2 国際第 1028 号

関税割当公表第 76 号の 2

令和 3 年度の配合飼料用ホエイ及び調製ホエイの関税割当て
について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令(昭和 35 年政令第 69 号)第 1 条に規定する配合飼料の製造に使用するもの(以下「配合飼料用ホエイ及び調製ホエイ」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

配合飼料用ホエイ及び調製ホエイ(関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)別表第 1 第 0404.10 号に規定するもの)

2 割当数量 45,000 トン

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 3 年度の配合飼料用ホエイ及び調製ホ

エイの関税割当てについて(令和3年3月11日付け2国際第942号関税割
当公表第76号)による。